

神戸市告示第 20 号

海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 8 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分及び同項第 3 号の規定に基づき，大阪湾沿岸のうち神戸港海岸須磨地区海岸について，同号に掲げる行為を制限する区域及び同号の物件を次のとおり指定し，平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

平成 20 年 4 月 1 日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 . 海岸法第 8 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる行為を制限する区域

昭和 32 年兵庫県告示第 643 号により指定された海岸保全区域（大阪湾沿岸の部神戸港の款須磨海岸の項の区域）のうち起点防波堤（海岸法施行規則（昭和 30 農林省
年運輸省令第 1 号）第 8 条第 3 項に規定する別記様式第 8 第 2 表に基づく海岸保全建設省
施設調書に記載された須磨港西防波堤をいう。）の南西端（北緯 34 度 38 分 26 秒，東経 135 度 7 分 48 秒）から，方向角 359 度，300 メートルの地点まで引いた線以西の海浜

2 . 海岸法第 8 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる行為を制限する物件

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に定める自動車（許可を受けたものを除く）及び同条第 3 項に定める原動機付自転車（二輪車を除く）